

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の知事部局移管に伴う 教育委員会規則及び教育長訓令の整備について

令和元年11月11日
企画管理室

1. 概要

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行（令和元年12月1日）に伴い、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び廃止に関する事務が知事部局に移管となることから、関係する教育委員会規則及び教育長訓令の整備を行うもの。

＜備考＞

奈良県立橿原考古学研究所については、文化財保護行政の知事部局移管に伴い、平成31年4月より知事部局の所管となっているが、附属施設である奈良県立橿原考古学研究所附属博物館については、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び博物館法の規定に基づき教育委員会の所管とされていたことから、現在は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、「事務委任」の形で地域振興部長が同博物館の管理運営及び財産管理に関する事務を行っている。

2. 対象となる教育委員会規則等及び改正等の内容

（1）改正等の内容

教育委員会規則等の名称	対応	改正等の内容
1 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則	廃止	教育委員会の所管でなくなるため、教育委員会としての規則を廃止し、知事部局で同内容の規則を制定する。 なお、知事部局での制定にあたっては、地教行法第33条第3項に基づき、教育委員会に対する意見聴取が行われる。
2 奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則	廃止	「橿原考古学研究所附属博物館の管理運営等に関する事務」のみの規定であるため、規則自体を廃止する。
3 奈良県教育委員会行政文書管理規程	改正	規程の適用対象外とする教育機関から、「橿原考古学研究所附属博物館」を削除する。【第1条】
4 奈良県教育委員会事務決裁規程	改正	規程の適用対象外とする教育機関の長から、「橿原考古学研究所附属博物館の長」を削除する。【第2条第6号】
5 奈良県教育委員会所属職員服務規程	改正	規程の適用対象外とする教育機関から、「橿原考古学研究所附属博物館」を削除する。【第2条】
6 奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程	改正	規程の適用対象外とする教育機関から、「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館」を削除する。【第2条第2号】
7 学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程	改正	規程の適用対象外とする教育機関から、「橿原考古学研究所附属博物館」を削除する。【第1条】

（2）施行日

令和元年12月1日（条例の施行日と同日）

文資第239号
令和元年11月5日

奈良県教育委員会
教育長 吉田 育弘 様

奈良県知事 荒井 正吾



奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任の解除について

令和元年10月31日付け、教企第132号にて協議のことについて
ては、同意します。



教企第132号
令和元年10月31日

奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良県教育委員会

教育長 吉田 育弘



奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任の解除について（協議）

地方自治法第180条の7の規定により、下記の事項について協議します。

記

1. 委任が解除される事務

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び運営に関する事務並びに博物館の用に供する財産の管理に関する事務

2. 委任を解除する職員

地域振興部長

3. 委任を解除する理由

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年10月奈良県条例第14号）の施行に伴い、令和元年12月1日より、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び廃止に関する事務について、知事が管理し、及び執行することとなるため。

4. 委任の解除日（5. の教育委員会規則の廃止日）

令和元年12月1日

5. 委任の解除に伴い廃止する教育委員会規則

奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月奈良県教育委員会規則第14号）

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則及び奈良県教育委員会の権限

に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則（案）

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）
- 二 奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成三十一年三月奈良県教育委員会規則第十四号）

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

奈良県教育委員会教育長訓令第

号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和元年十一月一日から施行する。

令和元年十一月一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

「教育機関等」を「教育機関」に改める。

第一条中「樞原考古学研究所附属博物館を除く。」を削り、「はかる」を「図る」に改める。

第一条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の見出しを削る。

奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
<p>第一章～第二章 略</p> <p>第四章 教育機関における行政文書の取扱い (第三十六条)</p> <p>略</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年二月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その他別に定めがあるものを除くほか、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び奈良県教育委員会が所管する学校その他の教育機関（以下「教育機関」という。）における行政文書の管理及び公印の取扱いについての基本的事項を定め、その合理的能率的な事務処理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二～五 略</p> <p>(文書管理責任者及び文書主任の職務)</p> <p>第三条の二 課等及び教育機関に文書管理責任者及び文書主任を置く。</p> <p>2 文書管理責任者は、課等にあつては課等の長、教育機関にあつては当該教育機関の長をもつて充てる。</p>	<p>第一章～第二章 略</p> <p>第四章 教育機関等における行政文書の取扱い (第三十六条)</p> <p>略</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年二月奈良県教育委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その他別に定めがあるものを除くほか、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び奈良県教育委員会が所管する学校その他の教育機関（権原考古学研究所附属博物館を除く。以下「教育機関」という。）における行政文書の管理及び公印の取扱いについての基本的事項を定め、その合理的能率的な事務処理をはかることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 教育機関等 教育機関及び奈良県教育委員会事務局組織をいう。</p> <p>三～六 略</p> <p>(文書管理責任者及び文書主任の職務)</p> <p>第三条の二 課等及び教育機関等に文書管理責任者及び文書主任を置く。</p> <p>2 文書管理責任者は、課等にあつては課等の長、教育機関等にあつては当該教育機関等の長をもつて充てる。</p>

	改 正 案	現 行
3 略		
4 文書主任は、課等にあつては課長補佐又は室長補佐のうち当該課等の総務又は庶務を担当する者（当該者のいない課等にあつては、文書管理責任者が指名した者）を、教育機関にあつては当該教育機関の文書管理責任者が指名した者をもつて充てる。	文書主任は、課等にあつては課長補佐又は室長補佐のうち当該課等の総務又は庶務を担当する者（当該者のいない課等にあつては、文書管理責任者が指名した者）を、教育機関等にあつては当該教育機関等の文書管理責任者が指名した者をもつて充てる。	
5 文書主任は、文書管理責任者の名を受けて、当該課等又は当該教育機関における行政文書の収発、配付、審査、保存等行政文書の取扱いに関する事務を総括する。	文書主任は、文書管理責任者の名を受けて、当該課等又は当該教育機関等における行政文書の収発、配付、審査、保存等行政文書の取扱いに関する事務を総括する。	
6 略		
（記号及び番号）		
第七条 次の各号に掲げる公文には、それぞれ当該各号に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。	第七条 次の各号に掲げる公文には、それぞれ当該各号に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。	
一及び二 略	一及び二 略	
三 往復文 別表に定める記号を冠し、課等にあつては主務課において、教育機関にあつては当該教育機関において文書施行簿により会計年度による番号を付ける。ただし、秘の取扱いを要するものについては、別表に定める記号の上に「秘」の文字を冠し、課等にあつては主務課において、教育機関にあつては当該教育機関において秘密文書用の文書施行簿により会計年度による番号を付ける。	三 往復文 別表に定める記号を冠し、課等にあつては主務課において、教育機関等にあつては当該教育機関等において文書施行簿により会計年度による番号を付ける。ただし、秘の取扱いを要するものについては、別表に定める記号の上に「秘」の文字を冠し、課等にあつては主務課において、教育機関等にあつては当該教育機関等において秘密文書用の文書施行簿により会計年度による番号を付ける。	
2 略	2 略	
3 第一項第二号の指令若しくは第二号又は前項第一号若しくは第二号の場合において、同一事案に係るものの中のうち課等にあつては主務課長が、教育機関にあつては当該教育機関の長が適当と認めるものについては、それぞれ当該各号に規定する番号を同一にして枝番処理簿（第二号様式）により枝番号を付けて処理	第一項第二号の指令若しくは第二号又は前項第一号若しくは第二号の場合において、同一事案に係るものの中のうち課等にあつては主務課長が、教育機関等にあつては当該教育機関等の長が適當と認めるものについては、それぞれ当該各号に規定する番号を同一にして枝番処理簿（第二号様式）により枝番号を付けて	

改 正 案	現 行								
<p>理することができる。</p> <p>4 第一項第二号本文の場合において、課等又は教育機関の長名等で施行するもののうち軽易なものについては、番号に代えて「号外」の文字を付けることができる。</p> <p>(公印の新調等)</p> <p>第十二条 課等及び教育機関の長は、公印を新調し、又は廃止したときは、印影その他の必要な事項を、速やかに総括文書管理責任者に届け出なければならない。</p>	<p>て処理することができる。</p> <p>4 第一項第二号本文の場合において、課等又は教育機関等の長名等で施行するもののうち軽易なものについては、番号に代えて「号外」の文字を付けることができる。</p> <p>(公印の新調等)</p> <p>第十二条 課等及び教育機関等の長は、公印を新調し、又は廃止したときは、印影その他の必要な事項を、速やかに総括文書管理責任者に届け出なければならない。</p>								
<p>2 及び 3 略</p> <p>第四章 教育機関における行政文書の取扱い</p> <p>第三十六条 教育機関の行政文書の取扱いに関しては、前章に規定する課等の例によるものとする。</p> <p>2 教育機関の長は、課等の例によることが困難又は不適当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を受けて別に定めることができる。</p>	<p>2 及び 3 略</p> <p>第四章 教育機関等における行政文書の取扱い (教育機関等の行政文書の取扱い)</p> <p>第三十六条 教育機関等の行政文書の取扱いに関しては、前章に規定する課等の例によるものとする。</p> <p>2 教育機関等の長は、課等の例によることが困難又は不適當と認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を受けて別に定めることができる。</p>								
<p>別表 (第七条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">課等 (教育機関) の名称</td> <td style="width: 50%;">記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	課等 (教育機関) の名称	記号	略		<p>別表 (第七条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">課等 (教育機関等) の名称</td> <td style="width: 50%;">記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	課等 (教育機関等) の名称	記号	略	
課等 (教育機関) の名称	記号								
略									
課等 (教育機関等) の名称	記号								
略									

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第二条第六号中「及び橿原考古学研究所附属博物館」を削る。

奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一) 五 略</p> <p>六 教育機関の長 学校以外の教育機関の長をいう。</p> <p>七 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一) 五 略</p> <p>六 教育機関の長 学校及び権原考古学研究所附属博物館以外の教育機関の長をいう。</p> <p>七 略</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和二十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令

甲第一号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第二条中「及び樞原考古学研究所附属博物館」を削る。

奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）に勤務する一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）に適用する。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校及び樞原考古学研究所附属博物館を除く。）に勤務する一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）に適用する。</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年二月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第二条第一号中「（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く。）」を削る。

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（定義）	（定義）
第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。	第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。
一 略	一 略
二 教育機関 奈良県教育委員会所管の学校以外の教育機関をいう。	二 教育機関 奈良県教育委員会所管の学校以外の教育機関（奈良県立樞原考古学研究所附属博物館を除く。）をいう。
三 五 略	三 五 略

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一条中「及び樅原考古学研究所附属博物館」を削る。

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正（案）新旧対照
表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育機関（学校を除く。）に勤務する職員の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育機関（学校及び樅原考古学研究所附属博物館を除く。）に勤務する職員の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p>